

(別添1)

公益財団法人 神林留学生奨学会

2025年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人神林留学生奨学会（以下「本会」という）は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

1. 奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者はアジア諸国及び地域の出身者であって、本会が指定する大学院設置大学の~~大学院~~^{修士課程}に2025年4月1日現在1年以上在学する私費外国人留学生（研究生及び前年度研究生を除く）で、留学生生活上経済的援助を必要とすると認められ、学業成績が優秀な者とする。また交流活動に積極的に参加できる者を求める。

(注1) 「私費外国人留学生」とは、日本の大学院において教育を受ける目的をもって入国し、~~大学院~~^{修士課程}に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第1「留学」の在留資格を有するもの）で、日本政府から奨学金を受けていない者である。

(注2) 同一大学において、学部から大学院修士課程もしくは~~大学院修士課程から博士課程~~に進学した場合は、1年次であっても1年以上在学しているものとみなす。

(注3) 各課程において、期限を超えて学位を取得できない学生は対象外とする。

(注4) 他の2024年度支給奨学金に学内推薦として選ばれたことのある学生は、本奨学金に申し込んだ場合に学内推薦の優先順位が低くなる。

(注5) 成績基準：2023年度GPA2.6以上（前年度の成績がない者は、入手できる最新年度の成績）
海外の大学の場合、下記のGPA計算方法でGPAを算出してください。

▼参考：成績平均点(GPA)算出方法 (S=A=3点、B=2点、C=1点、D=0点)
$$\frac{S+Aの単位数 \times 3 + Bの単位数 \times 2 + Cの単位数 \times 1 + Dの未修単位数 \times 0}{前年度総登録単位数}$$

※進級要件に関係しない科目（教職科目・学芸員科目）は除く。

2. 奨学金

奨学金は大学院生に対し、月額140,000円を毎月支給する。

3. 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は2025年4月から2026年3月までとし、正規の進級、進学の場合は年毎の審査によりさらに1年間延長することがある。

4. 応募の手続き

(i) 奨学生に応募する者は、願書（別紙様式1）、調査表（別紙様式2）、研究理由（別紙様式3）に次の書類を添えて、在学する大学において指定する日までに大学長に提出しなければならない。

ア. 発表論文がある場合には主要な発表論文

イ. 芸術分野を専攻する場合には作品のポートフォリオ（形式自由）。音楽分野を専攻

イ、ウ、エは
学内推薦決定後に
提出

する場合には作品のCDまたはDVD（CDまたはDVDは、①パソコンで視聴できるmp3形式またはmp4形式のものと、②CDプレイヤーまたはDVDプレイヤーで視聴できるもの、①と②を両方提出し、それぞれ①パソコン用、②プレイヤー用と明記する）。なお、声楽または演奏の場合には、音声のみのCDではなく、その様子が映像で見られるDVDの①と②を提出する。

ウ. 指導教員の推薦状（別紙様式5）

エ. 2024年度成績証明書（成績証明書が応募日までに間に合わない場合には、成績証明書の発行予定日を書いた書類を提出し、発行後に別途成績証明書を提出する）

オ. 在留カードの表と裏の写し（在留資格「留学」が明記されているもの）

カ. 2023年度成績証明書(コピー可、学内推薦決定後に原本提出)

(ii) (i) の願書が提出されたときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者1名につき別紙様式4による推薦書を附して本会に推薦する。

(注1) 様式4の推薦書は応募期間中の日付で作成し、**年次は新年度の学年を記入**する。

(注2) 願書、調査表、研究理由、推薦状、推薦書の用紙は、本会のホームページ

応募書類→ <https://www.kambayashi-zaidan.or.jp>の「奨学金事業」→「募集・給付」→「募集について」→「応募書類」よりダウンロードできる。

5. 選考及び決定

本会は、4. により大学長から推薦があったときは、本会に設ける選考・審査委員会に諮り、奨学生を決定し、大学長及び本人に通知する。採用しない者については大学長のみに通知する。（結果の通知は5月上旬になる）

学内推薦者：1名

学内選考方法：書類および面接選考

書類審査を通過した者に面接審査を行う

6. 奨学金の休止、停止及び期間の短縮

(i) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席、海外滞在したときは、奨学金の支給を休止することがある。

(ii) 奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適正を欠くと認めたときは、奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮することがある。

(iii) (i) 又は(ii) により、奨学金の支給を休止もしくは停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めたときは、奨学金の支給を復活することがある。

7. 支給の打切り

奨学生が次のアからオまでのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打切ることがある。

ア. 願書の記載事項に虚偽が発見されたとき。

イ. 大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。

ウ. 留学又は退学したとき。

エ. 他からの奨学金等を受けるとき。

オ. その他奨学生としての資格を失ったとき。

8. 転 学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

9. 返 納

奨学金の支給後において、6. の (i)、(ii) 又は7. の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

10. 報告書の提出

奨学生は本会から照会があったときは、学習の状況について報告しなければならない。

11. 注意事項

日本国内、国外を問わず、2025年4月以降、他の奨学金等を受ける者については採用しない。

12. 問合わせ・応募書類送付先

簡易書留などで、追跡ができる方法で郵送すること。

多摩美術大学 学生部国際交流センター 神林奨学金担当係
〒192-0394 東京都八王子市鍵水2-1723

TEL: 042-679-5605

e-mail: intl-ex@tamabi.ac.jp